

平成27年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年6月9日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成27年第2回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成27年6月9日(火)

午前10時00分開会・開議

会 期 平成27年6月9日～6月12日(4日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 6番 村 木 征 一 議員 7番 師 岡 伸 公 議員	
3	---	会期の決定について	決 定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ	---
6	議案第54号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度奥多摩町一般会計補正予算(第6号))	承 認
7	議案第55号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)	承 認
8	議案第56号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承 認
9	報告第1号	平成26年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	---
10	議案第57号	奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第58号	訴えの提起について	原案可決
12	議案第59号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その34請負契約について	原案可決
13	議案第60号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その35請負契約について	原案可決
14	議案第61号	小丹波地内若者住宅建設工事請負契約について	原案可決
15	議案第62号	名坂線林道開設工事請負契約について	原案可決

16	議案第 63 号	平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
17	議案第 64 号	平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

（午後 1 時 16 分 散会）

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） これより、平成 27 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

6 番 村木 征一議員、

7 番 師岡 伸公議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 2 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、清水典子議員よりご報告願います。

清水典子議員。

〔11 番 清水 典子君 登壇〕

○11 番（清水 典子君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 27 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 6 月 2 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日から 6 月 12 日までの 4 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず、9 日、本日の本会議であります、上程された議案は全 12 件であります。

次に、閉会中に陳情・請願の受け付けはありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

6 月 12 日は本会議 2 日目かつ最終日ではありますが、一般質問を行います。一般質問の通

告者は7名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります「提出案件及び上程別・採決別一覧表」をごらんください。

議案第54号から議案第56号の専決処分の承認を求めることについては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、報告第1号につきましては、繰越明許費・繰越計算書の報告があります。

次に、議案第57号の一部改正条例、及び、次の議案第58号 訴えの提起については、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第59号と次の議案第60号の請負契約は、いずれも下水道建設工事に関連がありますので一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第61号及び第62号、請負契約については、それぞれ単独上程とし、採決についてはいずれも即決と決定しております。

なお、議案第59号から議案第62号までの請負契約については、いずれも契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることに決定しております。

次に、議案第63号 平成27年度一般会計補正予算（第1号）、及び議案第64号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2議案については、一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおりと決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります、議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

以上で、議会関係諸報告は終わりました。

次に、本定例会の開会にあたり、町長より挨拶があります。

河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。本日、平成27年第2回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。

初めに、去る5月31日に行いました奥多摩町町制施行60周年記念式典には、町議会議員の皆様をはじめ、東京都秋山副知事などのご来賓153名、一般参加者277名、児童、生徒及び教職員261名と、約700名の方にご参加をいただき、盛大に開催できましたことを、この場をおかりして御礼を申し上げます。

記念式典においては、多くの来賓の皆様から、奥多摩町の今までの功績、今後の期待など、多岐にわたりご祝辞をいただきました。この60年間、先人が築き上げた伝統、文化、また、今まで守り抜いてきました豊かな自然環境と豊かな人情など、奥多摩町の多くの宝物を再認識したところでございます。

そのような中、さらに奥多摩町の魅力を町外へ発信するために、式典においては、「わさびー」の発表、「わさびー」に伴う記念グッズの配布や、子育て・若者定住応援宣言、いなか暮らし支援住宅の寄贈などを行いました。

また、町内小中学校の児童、生徒に参加をいただき、式典終了後のアトラクションとして、古里小学校、氷川小学校の催し物に加え、新たに開校した奥多摩中学校の生徒皆さんによる演奏や合唱が披露されました。特に、奥多摩中学校の生徒皆さんが団結して合唱に取り組む姿勢は、とても4月にスタートしたばかりの新設校には思えませんでした。これは保護者や教職員の頑張りのほか、地域の皆さんのご協力をはじめ、関係各位が協働し、そのような環境をつくった結果で、私は大変素晴らしいことと思ひ、改めて奥多摩町の子育て環境の良さを実感しました。多くの方が小中学生の取り組みに感動し、驚いたことと思われまふ。

私は、記念式典でも宣言したとおり、今後10年間の第5期奥多摩町長期総合計画のスタート年として、奥多摩創造プロジェクトを推進し、子育て世帯の家庭が東京一、日本一安全に暮らせるように、15項目の子ども・子育て支援事業や、町営若者住宅の整備、いなか暮らし支援住宅の各種事業を積極的に推進してまいります。

さて、町も緑の美しい時期となりましたが、「奥多摩の風 はとのす荘」は、ご来賓の皆様と関係各位のご協力により、4月28日に竣工記念式典を行い、5月3日にグランドオープンを迎えました。

「鳩の巣荘」は昭和35年に建設され、以来50年余りが経過したことから、施設の老朽化や、観光客の多様なニーズに対応するため、また、今後増加すると思われる外国人旅行者に対応するため、平成25年9月以降、1年6カ月余りの建設工事を経て、バス、トイレを完備した客室を基調とした「奥多摩の風 はとのす荘」を整備いたしました。オープンしてからの宿泊者は、5月で394人と、好調な出だしをしたと聞いております。今後、奥多摩観光及び森林セラピー事業の拠点施設として、また、東京オリンピック・パラリンピックに訪れる外国人旅行者の受け入れ施設として、期待をしております。

4月29日には、町制施行60周年記念事業の第一弾として「奥多摩セラピーウォーク」が2年ぶりに開催されました。昨年は今までにない大雪の影響により「奥多摩むかしみち」が使用できませんでしたが、今年度は、昨年度の被害を乗り越え、整備し、参加者507名がもえぎの映える新緑のむかしみちを歩かれました。

5月23日には、第9回目となる「奥多摩町100縁商店街」が開催され、参加店50店舗以上のご協力をいただき、主な会場となりました奥多摩駅など周辺では、町民をはじめ、来訪者の立ち寄りなど、多くの方々でにぎわい、今後、この事業を通じて町内の商店街の発展と地域の活性化が図られることを願っております。

次に、東京都関係では、5月29日に東京都水道局ひむら浄水所の完成式がとり行われました。この浄水所は、町営水道当時、町が整備した氷川浄水所、桧村浄水所を統合し、平成22年の都営水道一元化により、東京都が最新の浄水処理技術を導入し整備したもので、平成23年度から平成26年度までの事業費は約25億円を要したと伺っております。施設のデザインは、小河内ダム建設時に同所に建てられた旧小河内貯水池建設事務所の意匠を参考にされたものであります。

また、翌日5月30日には、多摩川南岸道路城山工区開通記念式典がとり行われました。現在の国道411号線、青梅街道は、古里までは多摩川の南岸に吉野街道が並行していますが、古里より西側は、青梅街道が氷川、奥多摩湖方面へ向かう唯一の道路となっております。このため、災害時に集落の孤立化が懸念されています。このようなことを解消することから、吉野街道を延伸する形で、多摩川の南岸に新たなバイパス路として多摩川南岸道路を整備しているものであります。

今回の開通区間は、多摩川南岸道路4工区内の整備済みの登計工区、海沢工区延長 2.3

キロメートルに続き、今回、城山工区 2.8 キロメートルが総工費 70 億円をかけて完成したものであります。これにより災害、緊急時の地域の孤立化が防止されるとともに、交通混雑が緩和されることが期待されます。町としては、引き続き残りの計画区間 1.9 キロメートルの丹三郎工区の早期事業化に向け、さらに協力をし、一日も早い開通を望むものであります。

次に、定例会に提案いたします議案につきまして申し上げます。

議案第 54 号から議案第 56 号の 3 議案につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第 1 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、平成 27 年度に執行するため、地方自治法の規定に基づき手続を行ったものであります。

議案第 57 号 奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険地域支援事業のうち、運動機能向上トレーニングの実施に係る利用者負担額の見直しを行うものであります。

議案第 58 号 訴えの提起については、99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について、承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うものであります。

議案第 59 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 34 請負契約について、議案第 60 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 35 請負契約について、議案第 61 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約について、議案第 62 号 名坂線林道開設工事請負契約についてまでの 4 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第 63 号及び議案第 64 号は、現在執行しております平成 27 年度奥多摩町一般会計及び特別会計の 2 会計の補正予算案であります。従来は、この 6 月議会におきましては、新年度予算が出発した段階でありますので、ほとんど補正の提案をさせていただかないで実行してまいりました。しかし、今回の一般会計につきましては、若者の定住化、あるいは災害対応等を含めて、平成 27 年度予算の中で小丹波の若者住宅の 8 棟の建設等を政策として実行する上において、いろいろ検討した結果、職員の中で、将来は自分の自宅があるので帰ってくるけれども、現在の段階では青梅を含めたところで貸し家に住んでいるという職員が相当数おります。これらの分を含めて、町の政策、あるいは災害時の対応等を考え、緊急にそれらの職員を U ターンさせたいということで、従来、長畑に用地を取得

いたしましたので、今年度中にそこに、約、災害住宅として3棟、来年度に2棟をつくり、災害住宅の対応と同時に、町の政策実行のためにも職員自身が町の中に住んでいただきたいという思いで補正予算を提案させていただきました。

それから、特別会計につきましては、下水道事業特別会計でございまして、下水道事業については平成18年度から事業を執行し、今年度が10年目であり、最終年度でございますので、最終年度にあたり精査をした結果、補正予算として追加をさせていただいたものであります。

以上、専決処分3件、報告1件、条例の一部改正1件、訴えの提起1件、契約案件4件、一般会計、特別会計の補正予算案2件でございます。12件の案件となります。

これら具体的な議案の内容につきましては、副町長をはじめ所管の課長からご説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても、町の事務事業を執行していく上で、必要不可欠でありますので、ご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いを申し上げます。

終わりに、私は平成24年4月1日より13町村の東京都町村会の会長に就任をしておりますが、今年の4月27日付で、関東地方に山梨県を含む1都7県127町村で組織される関東町村会の会長に就任をいたしました。現在、小規模自治体を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。関係町村と連携し、都市部と山村地域との連携を図り、都市と地方で対立するのではなく、協力、連携して相互が発展できる仕組みを関東町村会の中でも検討していく所存でありますので、議員皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます、平成27年第2回奥多摩町議会定例会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号））につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、年度末にあたり、議会を招集

する時間的余裕がないことから、平成 27 年 3 月 31 日に専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、平成 26 年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。

理由でございますが、都支出金等の交付決定によりまして、後年度の財政運営に資するため、専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 280 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 918 万 5,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は 38 万 1,000 円を減額、自動車重量譲与税は 43 万 8,000 円を追加し、地方譲与税の計を 2,840 万 5,000 円に。利子割交付金は、12 万 6,000 円を減額し、利子割交付金の計を 447 万 8,000 円に。配当割交付金は、2 万 8,000 円を追加し、配当割交付金の計を 558 万 1,000 円に。株式等譲渡所得割交付金は、70 万 2,000 円を減額し、株式等譲渡所得割交付金の計を 465 万 4,000 円に。地方消費税交付金は、839 万円を減額し、地方消費税交付金の計を 8,052 万 6,000 円に。地方交付税は、3,060 万 5,000 円を追加し、地方交付税の計を 16 億 425 万 2,000 円に。交通安全対策特別交付金は、25 万 9,000 円を減額し、交通安全対策特別交付金の計を 174 万 1,000 円に。都支出金のうち、都補助金は、市町村総合交付金等の確定により 2 億 2,000 円を追加、都委託金は、158 万 6,000 円を追加し、都支出金の計を 27 億 1,822 万 3,000 円に。繰入金のうち、基金繰入金は、市町村総合交付金等の増額交付により、財政調整基金に 6,000 万円、公共施設整備基金に 7,200 万円、減債基金に 8,800 万円、合計で 2 億 2,000 万円の戻し入れを行い、繰入金の計を 3 億 4,261 万 7,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、280 万 1,000 円を追加し、歳入の合計額を 66 億 918 万 5,000 円とするものでございます。

次に、2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は 90 万円を追加、選挙費は財源組みかえによるもので、増減はなく、総務費の計を 8 億 7,520 万 7,000 円に。商工費は、商工振興費にありましたプレミアム商品券発行事業を、新たにつくった地域消費喚起型特別事業に財源の移しかえを行

ったもので増減はなく、商工費の計を 11 億 2,353 万 5,000 円に。土木費のうち、道路橋梁費、住宅費、下水道費は、それぞれ財源組みかえを行ったもので増減はなく、土木費の計を 9 億 8,399 万 8,000 円に。予備費は、190 万 1,000 円を追加し、予備費の計を 1,465 万円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 280 万 1,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 66 億 918 万 5,000 円とするものでございます。

補正予算書の表紙にお戻りください。繰越明許費の補正でございますが、第 2 条、規定の繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」によるということで、繰越明許費に補正が生じたので、ご説明を申し上げます。

3 ページをごらんください。繰越明許費の補正ということで、総務費の地方創生先行型事業につきましては、補正前の金額が 2,910 万円、補正後の金額が 3,000 万円となります。次の商工費の地域消費喚起型特別事業につきましては、変更はなく、1,220 万円となります。

この内容につきましては、後ほど、報告第 1 号として担当課長から説明をさせていただきます。

以上で、議案第 54 号の説明を終わります。

ご審議を賜り、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 54 号の質疑を行います。質疑はありますか。

はい、7 番師岡議員。

○7 番（師岡 伸公君） はい、7 番師岡です。

歳入のところで、最終的に市町村交付金を受けて、繰入金のところに戻したと。財調をはじめ、積み立てができたというご説明だったかと思うんですけども、ここ数年でいろんなその数字が良化している中で、この五、六年の流れというか、こういうパターンが、交付金が最後に来て戻し入れているというふうな、長々、この五、六年ずっと続いていたかどうか、ちょっと私も記憶にないもので、そのあたりの流れが、もし説明いただけたら。

それと、また来年以降、どんな形でその辺の、まあ、予測はこれはできないことでしょうか、ちょっとお聞かせいただければありがたいなというふうに思います。

○議長（前田 悦男君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 師岡議員さんのご質問にお答えします。

ここ五、六年、特に安定的な増額交付をいただいているということで、この根拠につきましては、町長が再三いろんな場所でお話ししておりますけれども、当町につきましては、

職員数を5年のうちに12%削減したりとか、いろんな事務経費の削減、それと、行政改革を掲げたものにつきましては、ことごとく実施をしているということで、とりわけ総合交付金の中に含まれる経営努力割、それと財政事情割につきましては、他の市町村に比べても特段の配慮をいただきまして、ここ数年は16億円近い大きなお金を交付いただいております。

さらには、近年はですね、当町の最重要課題であって、最優先事業であるということで、子ども・子育て支援、それと、若者住宅をはじめ若者定住化に力を入れているということで、さらなるご支援をいただきたいということで、町長、財政当局も含めて、たびたび東京都の財政部局の方に訴えまして、今、理想とする金額をいただいていると。

さらに今後は、先ほど町長から、冒頭から話がありましたけれども、小丹波の若者住宅、それと、今議会に上程してございます、長畑に3棟の職員の災対住宅をつくるということで、これらにつきましても、若者を町に戻すという重要な施策でありますので、これらについても先々にお話をしていって、その分につきまして、安定的にいただいている約16億のお金を今後も減らさないように努力を続けてまいります。

総じて、当町の、今、行財政改革というのは着々と実行しておりますし、今後も第4次の行革大綱がこの4月1日からスタートしておりますので、職員みんながこのことに一丸として取り組んでいけるよう、さらなる行政改革を推進してまいります。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありますか。

1番石田議員。

○1番（石田 芳英君） 1番石田でございます。

このたび繰越明許費ということで補正がありまして、その内容をちょっと見ますと、歳出のところの9ページでございますけれども、3,000万円補正額ということで、総合戦略事業業務委託ということで1,000万円、あと先ほどお話がありましたように、空家調査・活用委託500万円、またその下段のほうで、観光情報発信事業負担金630万円、また、空家提供助成金ということで500万円ほど補正がされておりますけれども、この部分をもう少し具体的にちょっとご説明いただければなと思います。お願いします。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 1番石田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

9ページでございます。地方創生先行型事業費ということで、委託費につきましては、ただいまお話のございました総合戦略策定事業業務の委託でございますが、これは本年末を目途に、現在、町でも、内部的にはプロジェクトチームを設置をしまして、策定に向け

て取り組んでいるところでございますが、業者の支援をいただくということで、その委託費でございます。

2点目の空家調査・活用委託でございますが、これにつきましては、今般、若者定住のための定住サポーター制度というのを職員で任命をいたしまして、これから、11日になりますけれども、発足をいたします。その中でさまざまな実際の調査をした中で、例えば難しい法律問題等も発生をいたします。そのようなことから、司法書士あるいは弁護士等の専門家の調査をお願いするという委託費の内容でございます。

また、PRチラシの作成委託につきましては、現在行っております子育て支援あるいは若者の定住促進に関する、外へ向けてのPR、情報発信をしていこうということで、そのための委託費でございます。

また、19の負担金・補助及び交付金でございますが、この中の観光情報発信事業負担金につきましては、各5駅の駅へのWi-Fi設置でございますが、この件につきましては、観光産業課長よりお答えをさせていただきます。

次の空家提供助成金でございますが、これは今般の町の「広報おくたま」でもご紹介をさせていただいておりますけれども、町ではこのたび空き家を活用していこうということで、空家等活用促進交付金というのを設置をいたしました。これにつきましては、町へ寄附していただける方については、面積によってでございますが、平米1万円を限度として、お家の中の片づけ等の処分費を見ようということ、空き家バンクにつきましても、登録をいただければ、その分の家庭内の家財等の処分費を見ようということで、若者のための空き家バンク制度の新たな制度の補足、また、従来からやっております、年齢を問わない空き家バンクの制度の発足、制度の活用等に、少しでも多くの空き家をご提供いただきたいということで、そのための助成金を設けたものでございます。

次の少子化対策事業の助成金については、現在行っている15項目に加えて、新たな項目を考えようということで、そのための助成金でございます。

また、婚活事業負担金については、現在も行っておりますけれども、ふれ愛サポートセンターの出会いの場事業を、本年度はバージョンアップをしていこうという内容でございます。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 1番石田議員のご質問の、9ページの観光情報発信事業の負担金についてご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど企画財政課長の方からちょっと触れましたが、こちらにつきましては、5 駅を中心に Wi-Fi の整備ということで、無線によるインターネット接続、これはスマートフォンであったりタブレット端末であったりというものですが、こういったものを設置することによりまして、外国人旅行者、特に外国人旅行者につきましては、そういったサイトを無料で使える場所がなかなかないということで、これの設置をして通信速度の改善を図っていくということとあわせて、通常ですと、この無料 Wi-Fi につきましては1日2回15分までという設定になっておりますが、こちらを回数を増やすということ、それから使用できる時間を増やすということ、さらに接続した初期画面が観光協会のホームページ等に飛ぶようなカスタマイズを加えまして、これらの整備をしていくということ、さらに、多言語を含めたこの Wi-Fi エリア、あるいは観光情報等の冊子を発行するというような予定で進めております。

それから、10 ページの消費喚起プレミアム商品券発行事業負担金についてですが、こちらは、既に各ご家庭等に広報配布時に一緒にチラシのほうを配布させていただいておりますが、プレミアム率を 30% ということで、500 円券 26 枚を 1 冊にまとめたもの、額面で言うと 1 万 3,000 円分でございますが、こちらを 1 万円で販売させていただくという事業でございまして、発行枚数が 3,500 程度というふうになりますので、4,500 万円程度の経済効果が図れるというふうなものでございます。

こちら、今、利用店舗等につきましては募集中でございますが、現在のところ既に 125 店舗が申し込みをいただいたということで、通常の商店以外にも、観光事業者あるいは工事関係、自動車の修理等も含めてさまざまなお店にご協力をいただいておりますので、こちらを 7 月 5 日、町民皆様にご覧いただくという準備を現在行っている。そういった予算になっております。

以上です。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 54 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 54 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第54号について、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第54号については、承認されました。

次に、日程第7 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とする議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて、提案のご説明をいたします。

平成27年専決第2号。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決したので、ご承認を求めるものでございます。

理由。地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がございませんでしたので、ここにご報告申し上げますとともに、ご承認をいただきたいとするものでございます。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等が改正され、番号法改正に伴う所要の処置、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長、ふるさと納税の申告特例、固定資産税の特例、軽自動車税の税率の特例、及びたばこ税の税率の特例等の規定を整備する必要があるためでございます。

条例説明文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付しております概要版によりましてご説明を申し上げます。

概要版の1の税番号制度の関係では、番号法改正に伴い、個人番号及び個人番号等の規定を整備いたしました。

次の2の法人住民税関係では、法人町民税均等割額の税率適用区分について、資本金等の額に係る法改正に伴い改正をいたしました。

次の3の町税の減免関係では、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて条例に規定することとなったため、町では納期限前7日を、納期限（前7日）と規定いたしま

した。

次の4の個人住民税関係では、(1)として、住宅ローン減税の拡充等の措置について、適用期限を延長するものでございます。(2)として、ふるさと納税の申告特例では、申告手続の簡素化により、確定申告を必要とする現行の仕組みに税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、ワンストップで控除が受けられる仕組みを規定いたしました。

次の5の固定資産税関係では、土地の負担調整措置に関する適用期限の延長として、宅地や農地の負担調整措置に関する現行の仕組みを3年延長いたしました。

裏面をお願いします。6の軽自動車税関係では、(1)軽自動車税の税率改正を見直しとして、原動機付自転車及び二輪車等に係る税率改正時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期するものでございます。(2)として、軽自動車税のグリーン化特例が創設され、平成27年4月1日以降に新規取得した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、軽課税率を適用するものでございます。なお、適用期間については平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間の限定で、時限的な措置となります。

次の7のたばこ税関係では、たばこ税(3級品)の見直し。「わかば」「エコー」などの3級品について、現行の特例税率を平成28年度から平成31年度にかけ、下表のように段階的に見直すものでございます。

以上で、議案第55号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、提案の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(前田 悦男君) 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第55号の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

○1番(石田 芳英君) 1番石田でございます。

3点ばかりご質問させていただきたいと思いますが、今ご説明がありました、1番の税番号制度の関係でございますけれども、条例の新旧対照表の1ページでございますけれども、今回、法人も個人も番号が付されるということの改正だと思うんですけども、例えばこの第2条の(2)の下段の括弧書きのほうで、例えば、「法人番号を有しない者」にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称」ということで、このような表現が次の例えば5ページのほうにも、第62条の2の下段のほうに、「個人番号又は法人番号を有しない者」にあつては、住所及び氏名又は名称」というように、個人番号を有しない者というような規定があるんですが、これはどのようなケースを想定されているかという。確認

なんですけども。

ということをご質問したいのと、あとは、ふるさと納税のところなんですけども、今回、確定申告を今までやって、控除を、もしくは還付をされていたけれども、次回よりは、これを見ますと、申告特例通知書というものを寄附先に提出すれば、寄附元のその町村のほうに連絡が行って、簡便に作業ができる、手続ができるというような内容でございますけれども、基本的に申告特例通知書のワンストップの手続だけで、特に住民税の申告は今後必要ないかどうかの確認といえますか、ご質問でございます。

3点目が、5番の固定資産税関係でございますけれども、新旧対照表を見ますと、旧のほうで平成25年度から26年度の部分を、平成28年度から平成29年度に変えたということで、多分、土地の価格に関しまして、3年の1回の評価がえというのが3年に1回あるわけなんですけども、平成27年度が評価がえの時期ということで、これにちょっと該当するのかなというふうにちょっと理解してはいますけども、その場合の、土地とか、かなり評価が下落しておりますので、固定資産税に関するその徴収のほうもかなり金額的に厳しくなってくるかなと思うんですけども、この評価がえに伴います下落率の見通しですか、固定資産税の見通しがどうなっておられるか、ちょっとご質問したいと思います。

以上、3点、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 1番石田議員さんのご質問に、3点ほどお答えしたいと思います。

まず、1番の個人番号、それから企業のほうの事業所、法人番号を有しない者については、事務所及び事業者の所在地及び名称に、ということでございます。これにつきましては、番号を振るということと、それ以外に、この事業所または事業者の所在地、名称で対応できるというふうな考え方をおそらく考えているのではないかとこのように考えております。

それから、2番目のふるさと納税の申告の関係でございますけども、お手元の概要版の4番の（2）になりますけども、これは、ふるさと納税の方が、納税をする納税団体、市町村へですね、納税とそれから控除の申告の要請を行います。そうしますと、納税をされた団体から、その納税された方の所在の市町村へ、納税の報告を通知を送付するという形になります。そうしましたら、その市町村では、そのふるさと納税の納税をされたということでの確認ができますので、それを翌年度の住民税の減額に対応できるということで、ただ、その納税の分だけが減額ということでございますので、その住民税が申告がほかに

必要な場合もありますので、納税のみの方であれば申告のほうはよろしいかと思えますけれども、納税が関係するものについては、関係する方につきましては納税の義務があるというふうに考えております。

それから、最後の、平成 27 年度以降の固定資産税の下落の見通しでございますけれども、奥多摩町と檜原村につきましてはまだ下落傾向は続いておりまして、ほかの市町村につきましては、並行あるいは下落がとまって、今度、上昇傾向になっておりますので、奥多摩あるいは檜原につきましても、ここ一、二年のぐらいの間で下落はとまるのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（前田 悦男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 55 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 55 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 55 号について、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 55 号については、承認されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開いたします。

午前 10 時 58 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8 議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（奥多摩町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長(宮田 昭治君) 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて、提案のご説明をいたします。

平成27年専決第3号。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、ご承認を求めるところでございます。

奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

理由。地方自治法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、ここにご報告申し上げますとともに、ご承認をいただきたいとするものでございます。

条例説明文もございしますが、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

新旧対照表、35ページをお開きください。課税額、第2条第2項ただし書き中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書き中「14万円」を「16万円」に改め、次の第20条「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改めるものでございます。

附則として、第1項、この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2項、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項では、附則第1項を次のように改める。第1号、この条例は平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)については、平成28年1月1日から施行する。

以上で、議案第56号奥多摩町健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(前田 悦男君) 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 56 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第 56 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 56 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 56 号について、承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 56 号については、承認されました。

次に、日程第 9 報告第 1 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) 報告第 1 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、ご説明いたします。

平成 26 年度奥多摩町一般会計予算について、去る 3 月開会されました平成 27 年第 1 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 40 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 5 号)として繰越明許費のご決定をいただきました経費、及び本定例会におきまして、ただいま議案第 54 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 6 号)として専決処分のご承認をいただきました追加の経費を加え、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づく繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告するものでございます。

次のページをお開きください。平成 26 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。いずれも平成 26 年度国の地方創生関連補正予算に伴うもので、款は 2 総務費、項は 1 総務管理費、事業名は地方創生先行型事業、金額は 3,000 万円、うち翌年度繰越額も同額の 3,000 万円で、この財源内訳につきましては、未収入特定財源として、東京都補助金が 2,908 万 5,000 円、残りの 91 万 5,000 円が一般財源となります。

次に、款 7 商工費、項 1 商工費、事業名は地方消費喚起型特別事業、金額は 1,220 万円、

うち翌年度繰越額も 1,220 万円で、この財源内訳につきましては、未収入特定財源として、東京都補助金が 1,213 万円、残りの 7 万円が一般財源となります。

2つの事業の合計につきましては、下段の合計欄をごらんをいただき、金額が 4,220 万円、翌年度繰越額も 4,220 万円、既収入特定財源が 0 円、収入特定財源が 4,121 万 5,000 円、一般財源が 98 万 5,000 円となります。

以上で、報告第 1 号 平成 26 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で報告は終わりました。

次に、日程第 10 議案第 57 号 奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 57 号 奥多摩町介護保険地域支援事業利用者負担条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、介護保険地域支援事業「運動機能向上トレーニング」の実施に係る利用者負担額を見直すため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表の 37 ページをお開き願います。別表（第 2 条関係）中、運動機能向上トレーニング事業の利用者負担額について改めるもので、これまで、この事業を利用した方につきましては、一月に 230 円を負担していただいておりますが、今議会でご決定いただきましたら、速やかに公布いたしまして、235 円に改めるものでございます。

この事業は、町が公益社団法人東京都柔道整復師会西多摩支部との契約により実施しているもので、西多摩地域 31 事業所で、膝、腰などの運動器の機能向上トレーニングを受けた際の利用者負担となります。

実施内容は、実施事業所が利用者の同意を受け作成した、おおむね 3 カ月程度の介護予防サービス支援計画書に基づき、利用者が事業所内の施設において、1 日 30 分以内、週に 1 回程度トレーニングを受け、授業を受ける前と終了後に聞き取り調査を行い、授業の効果を判断するものです。

今回、介護報酬改定に当たり、利用者負担について、契約者である西多摩支部と協議し

ておりましたが、年度が改まってからの確定となったことから、本議会でご提案申し上げたものでございます。

当町では青梅市二俣尾にある福島接骨院での利用実績があるほか、他の事業所での実績はございません。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第 57 号の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 57 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 57 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 57 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 57 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 58 号 訴えの提起について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 58 号 訴えの提起について、ご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、訴えを提起することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1 として、訴えの要旨は、99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について、承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、

裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために訴えを提起するものでございます。

2として、訴える相手方は、99カ年地上権抹消登記義務者（別紙に掲げる者）でございます。

3として、管轄裁判所は、東京地方裁判所立川支部でございます。

本議案につきましては、住民の方10名、また海外在住者1名を含む、延べ120名を相手方として、訴訟により抹消登記を行うため、訴えを提起するものでございます。この抹消登記の訴訟の委託先は、社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会とし、進めてまいります。

なお、本件は、訴訟という形はとりますが、既に権利は存続期間満了により消滅をしていることから、相手方の出廷がなくとも、裁判所の任用の判決に基づき事務的に抹消登記が行われるものでございます。

既に平成26年第4回定例会におきまして406名、平成27年第1回定例会におきまして379名の訴えの提起についてご決定をいただいているところでございますが、これに今回の120名を加えますと、延べ905名となります。

訴状は順次裁判所へ提出しておりますが、被告が多数に及び、1つの筆に複数の地上権があること、また、訴訟法上の証拠共有の原則に基づきまして、被告全員に当該戸籍の写しを送付する関係で、個人情報保護の観点から、同じ地番であっても、相続権対象者の家系ごとに共同被告として訴えるとの裁判所の方針でございますので、その結果といたしまして、1つの筆、1つの地上権であっても、複数の訴状になってしまい、訴訟の件数が地上権設定数以上増加してきております。

このことから、裁判所におきましても、現在3名の裁判官で手分けをしてお担当をいただき、それぞれ別々の法廷におきまして並行して審議を重ねているところでございます。

今後につきましては、残る住所不明の方、あるいは相続権の不明な方の調査を継続して行い、本事案に係る訴えの提起につきましては、次回が最後となるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

慎重なるご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第58号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 58 号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 58 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 58 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 59 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 34 請負契約について、日程第 13 議案第 60 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 35 請負契約について、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) それでは、議案第 59 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 34 請負契約について、及び議案第 60 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 35 請負契約について、の 2 件を一括してご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 2 条の規定により、いずれも予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、議案第 59 号についてご説明をいたします。

契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 34 でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2 億 5,488 万円でございます。

契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1165 番地 株式会社榎木工業 代表取締役 榎森厚志氏でございます。

次に、議案第 60 号についてご説明いたします。

契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 35 でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1 億 8,036 万円でございます。

契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町日原 878 番地 大章建設有限会社 代表取締役

役 大野茂樹氏でございます。

また、それぞれ議案書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、この2件の請負契約につきましては、いずれも去る5月29日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、明日6月10日が本契約となります。

なお、それぞれの工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第59号から議案第60号の工事概要について、関連がありますので、一括でご説明をさせていただきます。

議案第59号の工事概要についてご説明いたします。2ページ目をお開きください。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その34でございます。

工事場所は、奥多摩町氷川970番先、弁天橋先から琴浦橋手前の地区でございます。

工期は、平成28年3月14日でございます。

工事概要につきましては、管渠延長が2,429.55メートルでございます。マンホール工としまして47箇所、小型マンホール工が108箇所となります。以下の工事概要につきましては、記載のとおりとなります。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。系統図及び位置図でございます。赤い線は補助対象の路線を示している部分でございます。

次のページをお願いいたします。マンホールポンプの配置位置図でございます。

次のページをお願いいたします。汚水柵及び取付管の布設詳細図でございます。

以上で議案第59号の説明を終わります。

次に、議案第60号の工事概要についてご説明いたします。2ページ目をお開きください。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その35でございます。

工事場所は、奥多摩町氷川1309番先、琴浦橋先から檜村橋手前の地区でございます。

工期は、平成28年3月14日でございます。

工事概要につきましては、管渠延長が1,470.19メートルでございます。マンホール工としまして30箇所、小型マンホール工が42箇所となります。以下の工事概要は記載のとおりとなります。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。系統図及び位置図でございます。赤い線は補助対象の路線を示している部分でございます。

次のページをお願いいたします。マンホールポンプ及びグラインダーポンプの配置位置図でございます。

次のページをお願いいたします。汚水柵及び取付管布設図でございます。

以上で議案第 65 号の説明を終わります。

ご審議をいただきまして、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 59 号の質疑を終結します。

次に、議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 60 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 59 号及び議案第 60 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 59 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 59 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 60 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 60 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 61 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 61 号 小丹波地内若者住宅建設工事請負契約について、をご説明いたします。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

提案の目的は、小丹波地内若者住宅建設工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2 億 2,356 万円でございます。

契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地 佐久間建設株式会社 代表取締役 佐久間一三氏でございます。

また、議案書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、本請負契約につきましても、去る 5 月 29 日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでございます。本日議決をいただきますと、明日 6 月 10 日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いをいたします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 61 号の工事概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

2 ページ目をお開きください。

工事件名、小丹波地内若者住宅建設工事でございます。

工事場所は、奥多摩町小丹波 627 番地 9 先、旧昭和石材社宅跡地でございます。

工期は、平成 28 年 2 月 29 日でございます。

工事概要につきましては、RC 造 3 棟 8 戸、合計延べ床面積が 597.12 平米、約 180 坪でございます。各棟の内訳といたしましては、A 棟 2 戸、B 棟 2 戸、C 棟 4 戸でございます。部屋のタイプはメゾネットタイプの 2DK で、1 戸の坪数は 1 階 2 階を合わせまして 22.6 坪でございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配置図でございます。

次のページをお願いいたします。1階、2階の建物の平面図及び立面図でございます。

次のページをお願いいたします。完成予想図でございます。上段から、A棟、B棟、C棟となります。そのほかの下段の建物については、次年度施工となります。

以上で議案第61号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第61号の質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第61号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第61号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第62号 名坂線林道開設工事請負契約について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第62号 名坂線林道開設工事請負契約について、をご説明いたします。

提案の理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、名坂線林道開設工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。これは、指名競争入札により3回の入札を行いました。予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低入札者と協議を行い、随意契約としたものでございます。

契約の金額は、6,684万4,440円でございます。

契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波45番地 佐久間建設株式会社 代表取締役 佐久間一三氏でございます。

また、議案書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、本請負契約につきましても、去る5月29日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、明日6月10日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第62号の工事についてご説明をさせていただきます。2ページ目をお開きください。

工事件名は、名坂線林道開設工事でございます。

工事場所は、奥多摩町大丹波地内839番先でございます。

工期は、平成28年2月29日でございます。

工事概要でございますが、名坂線林道開設工事につきましては、平成24年度から継続事業であり、今年度で4カ年目となります。東京都産業労働局の林道整備促進事業で財政支援を受け、東京都でも重点事業と位置づけております。早期の完成に努めているところでございます。全体計画につきましては、1,250メートルでございます。これまでの施工合計は494メートル完了しております。今年度の工事延長は300メートルとなります。標準幅員が3.7メートルでございます。主な工事概要については、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。今年度の施工箇所となります。

次のページをお願いいたします。平面図となります。工事延長は300メートルとなり、次のページにかけて各工種を明記しております。

次のページをお願いいたします。縦断面図です。最大勾配が16%の勾配となっております。

次のページをお願いいたします。標準横断面図です。工事の標準的な横断面図となります。

以上で議案第62号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますよう、

お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 62 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第 62 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 62 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15 議案第 62 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 62 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 63 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）、日程第 17 議案第 64 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） 議案第 63 号並びに議案第 64 号の 2 議案につきましては、平成 27 年度の一般会計及び下水道事業特別会計の補正予算となりますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 63 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,927 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 9,927 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

はじめに、財産収入のうち財産運用収入は 27 万円を追加し、財産収入の計を 4,142 万 6,000 円に。繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金から 1,600 万円、公共施設整備基金から 6,300 万円、計 7,900 万円を繰り入れ、繰入金の計を 4 億 2,210 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 7,927 万円を追加し、歳入の合計額を 63 億 9,927 万円とするものでございます。

次に、2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

はじめに、総務費のうち総務管理費は 6,619 万 9,000 円を追加し、総務費の計を 9 億 4,842 万 2,000 円とするもので、内容としましては、長畑地内の町有地に災害対策用職員住宅を 3 棟建設、また、定住促進基金により購入した川井地内の災害対策用職員住宅を一般会計で買い戻し、定住促進基金に戻し入れを行うもの、また、福社会館の入口にあります故原島様の空家の購入等を計上しております。

次に、農林水産業費のうち、林業費は財源の組みかえで額の変更はなく、農林水産業費の計を 8 億 5,663 万 9,000 円に。土木費のうち、下水道費は 1,301 万 8,000 円を追加し、土木費の計を 12 億 3,368 万 5,000 円に。予備費は、予算調整により 5 万 3,000 円を追加し、予備費の計を 1,250 万 2,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 7,927 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 63 億 9,927 万円とするものでございます。

以上で議案第 63 号の説明を終わります。

次に、議案第 64 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 9,300 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

はじめに、国庫支出金のうち、国庫補助金は 1,221 万 8,000 円を減額し、国庫支出金の計を 3 億 5,842 万円に。繰入金のうち、一般会計繰入金は 1,301 万 8,000 円を追加し、繰入金の計を 4 億 2,776 万 7,000 円に。町債は、2 億 7,120 万円を追加し、町債の計を 7 億 3,340 万円とするもので、今回の歳入補正額は 2 億 7,200 万円を追加し、歳入の合計額を 15 億 9,300 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

はじめに、事業費のうち、下水道事業費は、工事費の増額に伴い 2 億 7,185 万 2,000 円を追加し、事業費の計を 12 億 1,911 万 7,000 円に。予備費は、予算調整により 14 万 8,000 円を追加し、予備費の計を 98 万 5,000 とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 2 億 7,200 万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 15 億 9,300 万円とするものでございます。

最後に、補正予算書の表紙に戻りまして、第 2 条、町債の補正でございますが、規定の町債の変更は、「第 2 表 町債補正」によるということで、3 ページをごらんください。

町債の補正でございますが、補正前 4 億 6,220 万円を、補正後 7 億 3,340 万円とするものでございます。

以上で議案第 64 号の説明を終わります。

以上、議案第 63 号並びに議案第 64 号の説明を終わります。今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開といたします。

午前 12 時 02 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 63 号、議案第 64 号の説明を続けます。各課長からお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いいたします。

はじめに、議案第 63 号について、各課長から順次所管の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、議案第 63 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）のご説明をさせていただきます。

はじめに、歳入からご説明をさせていただきます。5 ページをお開きください。

（款）の 15 財産収入、財産貸付収入 27 万円の増は、新たに川井に整備をいたしました

災害対策用職員住宅の貸家料9カ月分を見込むものでございます。次の(款)17繰入金では、財政調整基金繰入金が1,600万円の増、次の公共施設整備基金繰入金が6,300万円の増で、いずれも財源調整によるものでございます。

6ページをごらんください。歳出でございます。(款)02総務費、(項)01総務管理費の一般管理費ですが、災害対策用職員住宅建設事業費として、6,219万9,000円を新たに計上させていただくものでございます。内訳でございますが、委託料の600万円、工事請負費の4,400万円の計上は、長畑地内に分譲しておりました町有地に、災害対策用職員住宅を建設したいため計上させていただくものでございます。災害対策用職員住宅は大氷川、長畑等に現在12戸を整備し、町職員、奥多摩地域振興財団の職員等が入居しておりますが、冒頭の町長の挨拶にもございましたように、今後も自然災害に備え、住民皆さんの安全・安心に迅速に対応できるよう、また、町では少子化・定住化対策を推進していることから、町外の賃貸住宅に居住している町職員を町内へ居住させるために、場所を確保し、地域コミュニティの活性化にも対応させるため、建設したいと考えております。また、町では、新たに町職員として採用する者については町での居住を条件としていることから、災害対策用職員住宅の必要性もでございます。

計画の内容でございますが、長畑地内の3区画に5戸を整備したいと考えておりますが、工事の施工上、3区画に同時に建設をすることが難しいため、27年度に2区画に3戸、28年度に1区画2戸と、2カ年で整備をしたいと考えております。

次の公有財産購入費の1,219万9,000円の計上ですが、川井字松葉710番地1、現在町で分譲地として販売をしております川井分譲地に隣接する場所となりますが、土地449.97平方メートル、建物木造2階建て129.33平方メートルの物件を、定住促進基金で先行取得をいたしました。これを災害対策用職員住宅として位置づけ、職員を居住させるため、ここで予算を計上させていただくものでございます。

次の財産管理費では、公有財産購入費400万円の増は、平成26年第4回定例会で補正予算の中でご決定をいただきました、福社会館入口部分の土地及び建物取得に係る申し立てに基づきまして、ここでその購入のめどが立ったため、その費用として見込むものでございます。

次に、6ページから7ページにかけてお願いいたします。

(款)06農林水産業費、(項)02林業費、(目)04林道治山費の補正につきましては、額の増減はございませんが、当初予定していた3路線のほかに、緊急性の高い川井地内の熊沢線を追加するものでございます。この路線は、川井グリーンビレッジの手前で頻繁に

落石が発生していることから、地域住民より要望があり、早期に安全の確保を図るため、緊急に法面整備が必要とされるので、6ページの委託料と7ページの工事請負費で、大丹波線林道を減とし、熊沢線林道を増とする補正によるものでございます。なお、路線の追加要望については都と調整を行い、要望額の全体額で執行するものでございます。

次の(款)08土木費、公共下水道費、下水道事業特別会計繰出事業費1,301万8,000円は、奥多摩処理区下水道事業費の増として繰り出しをするもので、内容につきましては下水道事業特別会計の中でご説明をさせていただきます。

次の(款)14予備費の5万3,000円の増は、予算調整によるものでございます。

以上で、議案第63号 平成27年度奥多摩町一般会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

○議長(前田 悦男君) 以上で議案第63号の説明は終わりました。

次に議案第64号についての説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) 議案第64号 平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に、歳入、6ページをお願いいたします。(款)03国庫支出金、(項)01国庫補助金、(目)01公共下水道補助金1,221万8,000円の減額は、奥多摩処理区下水道事業補助金の内示額によるものでございます。

次に、(款)05繰入金、(項)01一般会計繰入金、(目)01一般会計繰入金1,301万8,000円の補正額は、奥多摩処理区下水道事業繰入金は下水道管渠工事の精査等による増額によるものでございます。

次に、(款)08町債、(項)01町債、(目)01下水道債2億7,120万円の増額は、奥多摩処理区の管渠建設事業費等の増額により、公共下水道整備事業分の起債を増額したものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出になります。

(款)02事業費、(項)01下水道事業費、(目)01下水道事業費(奥多摩処理区)2億7,185万2,000円の増額につきましては、委託費で川井グリーンブリッジ及び丹三郎、梅沢地区における下水道管渠実設計業務委託を精査した結果、151万2,000円を減額するものでございます。次の、工事請負費については、最終年度となるため、下水道管渠工事にかかわる工種等を精査した結果、町単独事業費として2億7,336万4,000円を増額するものでございます。

次に、(款) 04 予備費、(項) 01 予備費、(目) 01 予備費 14 万 8,000 円の増額は、歳入歳出予算額の調整によるものでございます。

次に、最後のページの 8 ページをお願いいたします。町債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計の欄で、前々年度末現在高 39 億 5,337 万 1,000 円、前年度末現在高 42 億 4,761 万 5,000 円、当該年度中起債見込額 7 億 3,340 万円、当該年度中元金償還見込額 1 億 8,712 万 2,000 円、当該年度末現在高見込額 47 億 9,389 万 3,000 円を見込んでおります。

以上で議案第 64 号の説明を終わります。

○議長(前田 悦男君) 以上で、議案第 64 号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を含めて一括して行います。

はじめに議案第 63 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番石田議員。

○1 番(石田 芳英君) 1 番石田でございます。1 点ご質問申し上げますけども、6 ページの災害対策建設事業費の中の公有財産購入費 400 万円で、福祉会館入口の土地ということでございますけども、これは具体的にどのあたりかちょっと教えていただければと思います。

○議長(前田 悦男君) 企画財政課長。

○企画財政課長(若菜 伸一君) 1 番石田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

財産管理費でございますね。財産管理費の 400 万円につきましては、場所は、原島ヨシ様のお宅ということで、福祉会館の入口のところの上部の空家でございます。2 階建てでございます。その部分を今回購入をして、福祉会館の敷地の一角としたいというものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(前田 悦男君) ほかに質疑はありますか。

6 番村木議員。

○6 番(村木 征一君) やっぱり 6 ページになりますけれども、その災害対策用職員住宅を建設するというので、さっきの説明ですと、今年度、3 戸をつくるという話だったんですけども、今あそこの場所は 3 区画になっていると思うんですけど、場所が。そのどの場所に建設をする予定か、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(前田 悦男君) 総務課長。

○総務課長(井上 永一君) 6 番村木議員のご質問にお答えいたします。

3 区画の場所の上下、上、下といますか、真ん中を 28 年度にしまして、その上と下の

部分、その2区画に建設をする予定です。

○議長（前田 悦男君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終結します。

次に議案第63号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第16 議案第63号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第63号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終結します。

次に、議案第64号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第17 議案第64号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は6月12日となっておりますので、明日6月10日及び6月11日の2日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日6月10日及び6月11日の2日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議 2 日目は 6 月 12 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。
本日はこれにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後 1 時 16 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員